

鹿 児 島 県 公 報

平成27年4月3日（金）第3098号の5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○鹿児島県議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

（選挙管理委員会取扱い） 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による平成27年4月12日執行の鹿児島県議会議員選挙における選挙運動に関する候補者1人当たりの支出金額の制限は、次のとおりである。

平成27年4月3日

鹿児島県選挙管理委員会委員長

鎌田六郎

選 挙 区 名	選挙運動費用支出制限額
鹿児島市・鹿児島郡区	6,297,900円
鹿屋市・垂水市区	5,930,000円
枕崎市区	5,486,800円
阿久根市・出水郡区	6,214,600円
出水市区	5,741,800円
指宿市区	6,889,800円
西之表市・熊毛郡区	5,409,700円
薩摩川内市区	6,092,700円
日置市区	5,608,700円
曾於市区	6,633,700円
霧島市・姶良郡区	6,179,700円
いちき串木野市区	5,948,200円
南さつま市区	6,439,600円
志布志市・曾於郡区	7,115,300円
奄美市区	5,613,100円
南九州市区	6,527,200円
伊佐市区	5,878,400円
姶良市区	6,450,800円
薩摩郡区	5,510,100円
肝属郡区	6,726,100円
大島郡区	6,076,300円